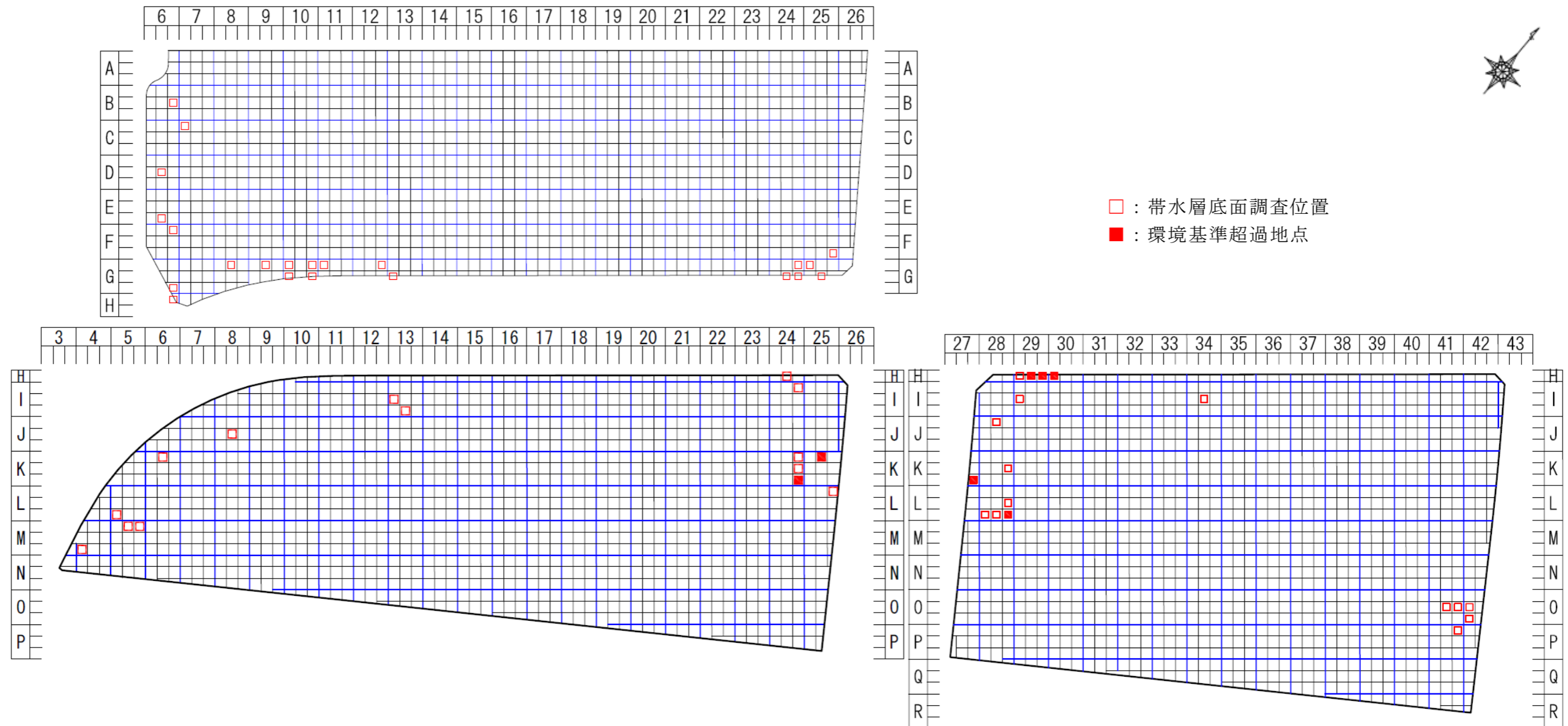


## 帯水層底面調査位置図



### 【帯水層底面調査の概要】

- 帯水層底面調査：平成22年4月に施行された改正土壤汚染対策法において、ベンゼン等揮発性有機化合物については、地表から深さ10m以内に帯水層の底面が存在する場合は、その底面の土壌について調査することが規定された\*。豊洲新市場予定地においては、対策範囲を確定する上でもこの調査が必要であり、ガス工場操業に由来する汚染のうち揮発性有機化合物であるベンゼンを対象として行う。この調査で、帯水層底面で汚染が検出された場合には、引き続き底面管理調査により2深度確認を実施する。

※土壤汚染対策法施行規則第8条第2項第一号

- ハ 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌及び地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）
- ニ 帯水層の底面の土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

- 今回調査を行った55地点のうち、7地点で帯水層の底面でベンゼンの汚染を確認  
 なお、これら7地点においては、底面管理調査により、2深度確認を完了（底面管理調査結果を参照のこと。）